井上円了記念研究助成 研究所プロジェクト

珠江デルタ地帯における民事法統一化傾向の研究

研究代表者:後藤武秀(法学部法律学科・教授) 研究分担者:井上貴也(法学部企業学科・教授)

研究分担者: 芦野訓和 (法学部法律学科・教授) 研究分担者: 大坂恵里 (法学部法律学科・教授)

研究分担者:深川祐佳(法学部法律学科・教授)

研究分担者:朱 大明 (アジア文化研究所・客員研究員)

1 研究概要

本研究課題は、以下に述べる研究目的と方法により、研究所プロジェクトの1つとしてこれを推進することが承認された。研究期間は2年間であり、時間的な余裕はあまりないことから、4月の本研究開始早々から月例で研究会を行い、課題の共有と各自の研究課題推進のための準備を進めた。まず、本課題の概要と研究計画を再確認しておきたい。

2 研究の背景

研究代表者らは、研究所研究「珠江デルタにおける西洋近代法と伝統的宗法規範の対立と同化に 関する研究」(研究代表者:井上貴也,平成27~29年度)の助成を受け,香港,マカオ,中国華南 地域における伝統と近代の相克について研究してきた。その研究の副産物として、かなりの勢いで この地域の法の統一が進行しつつあることを確認することができた。その後,大型研究「『一帯一路』 経済政策による中国経済の海外展開とその関係諸地域に及ぼす文化的影響」に参加し、この地域の 経済と法の関係について研究する過程で、中国による日本円に換算して2兆円にも上る膨大な金額 の投資が行われ、香港、マカオ、中国華南地域の中山市が海上橋によって結ばれ、さらには本年に は高速鉄道によって結ばれるという地域一体化の構想が急速に進展しているのを実見した。交通網 の一体化は必然的に人の移動を促進する。まさに、近年中国で提唱されだした粤港澳大湾区一体化 が進展しているのである。このような状況は必然的に人々の日常生活と関係する民事法の統一化を 招来せずにはいない。香港、マカオの返還時において、向後50年間はそれぞれの地区の独自性を保 証することとされ、香港ではイギリス流のコモンローが行われ、マカオではポルトガルの導入した ドイツ法と慣習法が行われてきた。しかしマカオでは、憑邦彦『澳門概論』に言うように、香港か ら投資の増加により香港法とマカオ政府法、ポルトガル法、そして中国人の移入に伴い中国法が併 存している。このような状況は、今後ますます加速されるであろう。そのような中で、マカオを中 心に民事法の統一化の動きが加速している。

3 研究目的

本研究では、珠江デルタ地帯において、どのような形で民事法の統一が進行しているのかについ

て制定法だけでなく、香港、マカオにおける裁判所の判決を通じて解明していくことを目的とする。とりわけ、中国の経済的影響の下に進行しつつある取引法の統一の状況を明らかにしていく。マカオでは、1879年に発効した植民地ポルトガル民法が今なお形式的には使用されているが、ポルトガル人、その子孫であるマカエンセが僅少になった現在、実質的には香港のコモンローと伝統中国の慣習法が使用されており、その明文化が進められている。こうした立法の過程で、香港法と中国法がどのように取り入れられようとしているかについても検討する。2年間の研究期間において、第1にマカオ法における香港法的要素と中国法的要素を解明する。第2に、香港法、マカオ法、中国法の特に取引法における類似性が裁判においてどのように展開されているかを解明する。

4 当該分野におけるこの研究計画の学術的な特色・独創的な点及び予想される成果

香港法に代表されるイギリス流のコモンロー、マカオ法に代表されるドイツ流のヨーロッパ大陸法、さらには中国法に代表される社会主義的要素を有する法は、世界の比較法学において最も重要な法圏を形成している。これら、相異なる法圏を形成する法が近接する地域において交錯している事例は、世界でも珠江デルタ地帯だけである。したがって、その研究は比較法学的にも重要な研究課題であるが、日本においても、世界においてもそれらの比較研究という観点から研究が行われたことは全くない。本研究はその嚆矢として位置づけられるものである。かかる研究には、英米法、ドイツ法、中国法、現地慣習法という4つの法領域の専門的学識がないとこれに挑戦することはできない。幸い、英米法(大坂、井上)、ドイツ法(芦野)、中国法(後藤、深川、朱)、現地慣習法(後藤)の各分野の専門家を擁することができたので、その成果は広く学会に発信するだけの価値を有している。

5 国内外の研究の中での当該研究の位置づけ

上述したように、本研究は日本国内においてはもとより、西洋諸国においても全く行われていない課題を対象とするものである。1960年代にツヴァイゲルトとケッツにより法圏論が提唱され、同時期にR.ダヴィドにより世界の法体系論が提唱された。それ以降、英米法とヨーロッパ大陸法の重要な一部をなすドイツ法が東アジアの小さな地域において統一化の波にさらされているとは、誰も想像すらしていない。中国経済の肥大化に伴う一帯一路政策がその統一化を推進する役割を担う時代になってきた今日、本研究は、学会だけでなく、この地域に投資している多数の日本企業に対してもこの地域の法の将来像を提示することにつながる。未開の分野に対する貢献は、本研究所がこの分野の世界的研究機関となる可能性を秘めている。

6 研究計画・方法

本研究は、第1に、現地で刊行された書籍類及び判決録等の資料を入手し、これを分析することによって進められる。第2に、現地における司法関係者、研究者への聞き取り踏査により、現実に裁判の中で、あるいは行政指導の中でどのように法統一が進行しているかを解明することによって進められる。第1の方法は、必要書籍の入手と判決録の入手によって行われる。書籍に関しては、香港発行のものはかなり高額であることから日本国内で代理店を通じて購入するよりも現地で購入するほうが安価である。マカオ発行のものは、現地でしか購入できないのが実情である。書籍額に相当額を計上しているのは以上の理由による。判決録の入手は、香港の判決は一部分がインターネッ

ト上に公開されているが、すべてではないので、現地の司法関係者を通じて入手することを考えている。マカオの判決は、ポルトガル語と中国語の併記によって出される。それらは、マカオの書店でのみ入手可能であることから、出張時に入手する。また、マカオの裁判所は現在中国の影響を強く受けており、かつてのポルトガル人判事はすでに皆無となり、中国の判事資格を有する判事が裁判を担当しており、ポルトガル語に通じた書記がポルトガル語表記を担当している。そのような事情から、判決録として刊行されているものは裁判のすべてではないので、司法関係者への聞き取り調査を通じて必要資料の入手を図る必要がある。幸い、本研究所客員研究員として本研究に参加してくれる朱大明北京大学副教授は、マカオの司法官訓練所の非常勤教員、並びにマカオに隣接する中国横琴自由貿易試験区の法律顧問でもあるので、調査に便宜を図ってもらうことができる。

以上に述べたように、本研究の推進には現地における資料の入手と司法関係者及び行政関係者への聞き取り調査が必須であることから、英米法、ヨーロッパ大陸法、中国法の学識を有する研究者をそれぞれの担当する地域への派遣を要する。

入手した文献資料及び聞き取り調査結果を研究代表者,分担者が共同して分析する。その際,英 米法の影響という観点からの分析を大坂恵里,井上貴也が英米法の専門的見地から担当する。ヨー ロッパ大陸法の影響という観点からは,芦野訓和,深川裕佳がヨーロッパ大陸法,とりわけドイツ 法とフランス法の学識をもとに検討する。中国法および現地慣習法の影響という観点については, 後藤武秀,朱大明がその専門的見地から検討する。こうした各分野の専門的学識を有する研究者た ちによる検討は,1か月に1回,朱大明を除く全員が会同して行う。朱大明は中国に居住している ので,日本出張時に都合が合えば参加することとする。順次分析の終わった判決,ないし資料を基 に,個別報告を行いながら、全員で多方面から分析を加える。

以上、各研究者の専門性を生かした役割は次のとおりである。

後藤武秀:中国法, 慣習法:全体統括, 調查, 研究報告会手配

芦野訓和:ドイツ法:取引法調査. ドイツ法の影響研究

大坂恵里:イギリス法:取引法調査、イギリス法の影響研究

深川裕佳:フランス法・中国法:取引法調査、フランス法の影響、中国法の影響研究

井上貴也:イギリス法:投資関係法、商品取引法、イギリス法の影響研究

朱大明:中国法:調査手配,資料収集手配,投資関係法,商品取引法,中国法の影響研究

以上にその概要を提示したように、本研究は経済発展の著しい珠江デルタ地帯における法の共通 化という現象の端緒とそこにおける新しい法制度がどのような法体系を背景として形成されている かを検討しようとするものである。

中国の習近平政権によって2014年以来提唱されてきた一帯一路政策は、中国南部の華南地域において、地域連携の密接化を課題として展開されている。中国の広東省の諸都市、香港、マカオの連携によりこの地域の特性を生かしつつ一体化して経済発展を促進していくこととなった。この地域は、粤港澳大湾区(グレーターベイエリア)と称されるようになり、すでに本年からは香港の飛行場に隣接する人工島から珠海をまたいでマカオと珠江市まで海上を直行する道路が開通している。また、香港の九龍から中



港珠澳大橋

国深セン市の中心部である福田まで直通の新幹線が開通した。これは広東省の省都である広州市までつながっており、香港から広州市まで1時間余りで到着することが可能である。このような交通網の整備によるこの地域の連携は、必然的に経済活動の一体化を促進することになってきた。

今,この地域における開発の歴史を振り返ってみると、中国政府と広東省など地方政府との連携 が極めて密接に行われてきたことがわかる。

2009年に、広東省政府が率先する形で国務院香港マカオ局と香港、マカオ政府の同意を得て、湾 区発展計画を示し、これらの地域を跨ぐ交通網の整備、これらの地区の経済協力、これらの地区の 環境保護.協調性のある制度建設という4つの項目を提示した。2010年には、広東、香港、マカオ の政府が珠江デルタ居住区重点的建設計画を発表し、地区を跨ぐ協力関係の実施に取り組むことと なった。他方、広東省の中でも香港に隣接する深セン市では、同市の湾である前海湾、深セン湾、 大鵬湾、大亜湾などを対象として湾区経済の発展を課題として提示した。このような地方政府の計 画を国家レベルで推進していこうとしているのが、一帯一路経済政策である。2014年にウズベキス タンで発表された本計画はその具体化の好例として華南地域における開発計画を取り上げ、これと リンクする形で国家政策の推進を目指した。すなわち、2015年には、国家発展改革委員会、外交部、 商務部が連合してシルクロード経済ベルトと21世紀海上シルクロードの建設を提示し、その一環と して粤港澳大湾区における協力関係の推進が取り上げられた。2016年には、中華人民共和国国民経 済と社会発展第13回5か年計画が発表され、珠江デルタ地帯において香港、マカオが重要な役割を 果たすことが確認され、これらの地域一体となった発展協力関係が支持された。同年、国務院珠江 デルタ地帯協力指導意見において、この地域に世界レベルの都市群を建設することが支持された。 これに対応して、広東省政府は2017年に香港・マカオ協力協議重点計画を発表し、これらの地域の 相互に優れている点を利用しつつ連携的発展を目指すとして、粤港澳大湾区発展計画を発表した。 そして、同年7月には習近平国家主席が現地を訪問し、広東省、香港、マカオの協力発展を支持し、 同年10月の党19大報告において、一国両制のもとにこの地域の発展推進が取り上げられた。2018年 には、国家発展改革員会は記者会見を行い、この地域の発展計画が進行中であることを示し、さら に、国務院は広東自由貿易試験区改革開放計画の一層の進展を発表した。

このような近年急速に展開されるようになった協力関係の成果の1つが輸出入にかかわる税制の改正であろう。その嚆矢と目されるのが、2003年に中国大陸と香港、マカオ政府との間で締結された「内地と香港との緊密な経済貿易関係樹立方策Closer Economic Partnership Arrangement, CEPA」である。これにより、これらの地域間の物資の移動が容易になってきている。2017年でみると、香港から中国内地への物資の移動のうち、関税が課されないものは65.1億人民元であり、5.8

億人民元の関税が減少した。マカオから中国内 地へは7107万人民元の輸出が行われ、391.6万 元の関税が減少した(以上については、 際宏庆、 张亮『粤港澳大湾区的法治環境研究』 華南理工 大学出版、2019年を参照)。

このような、広東省、香港、マカオの密接な 関係の促進状況の中で、今なお不十分な部分が 法制度の統一化である。それは緒についたばか りであり、今後の展開が待たれる。

このような現状の現段階において、本年度の 研究では、この地域の各種データを収集し、か つこの地域における法慣習の現状を解明するこ



中国の法律家に対する環境法レクチャー

珠江デルタ地帯における民事法統一化傾向の研究

とに努めた。その結果、『粤港澳大湾区法制の基礎的研究(1)—基礎的資料—』を編集、刊行することができた。また、法の共通化が進んでいる分野の1つである環境法について、大坂研究員が中国の環境法関係者に対して日本における法状況を中心としたレクチャーを行い、日本の法経験の提供に努めた。さらに、芦野研究員は、中国蘇州で開催された民法関係のシンポジウムに参加し、研究報告を行った。井上研究員は、朱大明研究員と協力して香港会社法の研究を進めた。研究代表者である後藤研究員はマカオの民事慣習の収集に努めた。